

様式第 1 (補助事業申込書)

年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

申込者 郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名
電話番号

印

手続代行者 住所
会社名
代表者等名

印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進補助事業
(住宅に係るもの) 申込書

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(住宅に係るもの)交付
規程第 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物高効率エ
ネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第 4 条に基
づく国庫補助金に係る補助事業の申込みをします。

記

1. 住宅の所在地(新築・増築・改築・既築)

| | |
|----|--|
| 住所 | |
|----|--|

2. 工事期間等

| | |
|---------|----------|
| 工事着工予定日 | 平成 年 月 日 |
| 工事完了予定日 | 平成 年 月 日 |
| 入居予定日 | 平成 年 月 日 |

3. 導入する住宅高効率エネルギーシステムの名称

| | |
|-------|--|
| システム名 | |
| 会社名 | |

4. 住宅の概要(新築・増築・改築・既築)

| | | | | | | |
|-------|----------------|------------------|---------|------------------|------|------------------|
| 敷地面積 | m ² | | | | | |
| 地域区分 | I | II | III | IV | V | VI |
| 構法 | 在来木造 | 鉄筋鉄骨 | ツーバイフォー | パネル | ユニット | その他 |
| 階数 | 地下 階、地上 階 | | | | | |
| 延べ床面積 | m ² | | | | | |
| 床面積 | 1 F | m ² 、 | 2 F | m ² 、 | 3 F | m ² 、 |
| | | | | | 4 F | m ² |

(注) 新築・増築・改築住宅は、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 3 号)に準じた性能を満たすものであること。

5. 補助金交付申請予定額

円(対象費用の 1 / 3)

(手続代行者連絡先)

| | |
|-------|--|
| 担当者 | |
| 所属 | |
| 電話番号 | |
| F A X | |

(添付書類)

- (1) 費用明細書
- (2) 配置図(設備の設置位置を示すもの)
- (3) 設備の仕様書
- (4) 平面図(1 / 100 以上)、立面図(1 / 100 以上)、断面図(矩計図)

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第 4 条に基づき、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第 4 条に基づく国庫補助金に係る補助事業の申込みをします。

年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

予 約 者 郵便番号
住 所
氏 名
電 話 番 号

印

手続代行者 住 所
会 社 名
代表者等名

印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進補助事業
(住宅に係るもの) 工事着工届出書

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(住宅に係るもの)交付
規程第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物高効率エ
ネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第4条に基
づく国庫補助金に係る工事着工届出書を提出します。

記

1. 工事着工日 平成 年 月 日
2. 工事完了予定日 平成 年 月 日

(手続代行者連絡先)

| | |
|-------|--|
| 担 当 者 | |
| 所 属 | |
| 電話番号 | |
| F A X | |

(添付書類)

- (1) 工事請負契約書の写(コピー)
- (2) 工程表の写(コピー)

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネルギーシ
ステム導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシ
ステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第4条に基づく国庫補助
金を住宅・建築物に係る高効率エネルギーシステムを住宅・建築物に導入しようとする方
に交付するものです。

年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

予 約 者 郵 便 番 号
住 所
氏 名 印
電 話 番 号

手続代行者 住 所
会 社 名
代 表 者 等 名 印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進補助事業
（住宅に係るもの）計画変更承認申請書

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（住宅に係るもの）交付
規程第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物高効率エ
ネルギーシステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱第4条に基
づく国庫補助金に係る計画変更の承認を申請します。

記

1. 補助金交付申請予定額の変更

| 申 込 時 の 額 | 変 更 後 の 額 |
|-----------|-----------|
| 円 | 円 |

（注）但し、申込時の額を上回るものは認められません。

2. 工事内容の変更

| 申 込 時 の 工 事 内 容 | 変 更 後 の 工 事 内 容 |
|-----------------|-----------------|
| | |

3. 変更の理由

| |
|--|
| |
|--|

（手続代行者連絡先）

| | |
|---------|--|
| 担 当 者 | |
| 所 属 | |
| 電 話 番 号 | |
| F A X | |

（添付書類）

- （1）様式第1（変更後の内容を記載したものを再提出）
- （2）様式第1の添付書類（変更のあるもの）

（備考）用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネルギーシ
ステム導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシ
ステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱第4条に基づく国庫補助金
を住宅・建築物に係る高効率エネルギーシステムを住宅・建築物に導入しようとする方に
交付するものです。

年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

予 約 者 郵 便 番 号
住 所
氏 名 印
電 話 番 号

手続代行者 住 所
会 社 名
代 表 者 等 名 印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進補助事業
(住宅に係るもの)遅延等報告書

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(住宅に係るもの)交付
規程第10条の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物高効率エネ
ルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第4条に基づく
国庫補助金に係る補助事業の遅延等について報告します。

記

1. 遅延等の原因及び内容

| |
|--|
| |
|--|

2. 遅延等に対してとった措置

| |
|--|
| |
|--|

3. 遅延等が工事に及ぼす影響

| |
|--|
| |
|--|

4. 工事の遂行及び完了予定

| |
|--|
| |
|--|

(手続代行者連絡先)

| | |
|---------|--|
| 担 当 者 | |
| 所 属 | |
| 電 話 番 号 | |
| F A X | |

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネルギーシ
ステム導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシ
ステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第4条に基づく国庫補助
金を住宅・建築物に係る高効率エネルギーシステムを住宅・建築物に導入しようとする方
に交付するものです。

年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

予 約 者 郵 便 番 号
住 所
氏 名 印
電 話 番 号

手続代行者 住 所
会 社 名
代 表 者 等 名 印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進補助事業
(住宅に係るもの) 補助事業申込取下承認申請書

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(住宅に係るもの)交付
規程第 11 条の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギー
システム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第 4 条に基づく
国庫補助金に係る補助事業の申し込み取下げの承認を申請します。

記

1. 補助金交付申請予定額 円 (対象費用の 1 / 3)

2. 取り下げの理由

(手続代行者連絡先)

| | |
|---------|--|
| 担 当 者 | |
| 所 属 | |
| 電 話 番 号 | |
| F A X | |

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネルギーシ
ステム導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシ
ステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第 4 条に基づく国庫補助金
を住宅・建築物に係る高効率エネルギーシステムを住宅・建築物に導入しようとする方に
交付するものです。

様式第6 補助金交付申請書
兼工事完了報告書

予約者番号 _____

年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

予 約 者 郵 便 番 号
住 所
氏 名
電 話 番 号

印

手続代行者 住 所
会 社 名
代 表 者 等 名

印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進補助事業
(住宅に係るもの) 補助金交付申請書 (兼工事完了報告書)

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(住宅に係るもの)交付
規程第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物高効率
エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第4条に
基づく国庫補助金に係る補助事業の工事の完了を報告するとともに補助金の交付を申請し
ます。

記

1. 工事完了日 平成 年 月 日
2. 補助金交付申請額 円 (対象費用の1/3)
3. 補助金の振込先

| 金融機関名 | 支店名 | 預金種類 | 口座番号 | 口座名義 (予約者本人) |
|---------|---------|----------------|------|-----------------|
| (フリ) | (フリ) | 普通 貯蓄 当座 | | (フリ) |
| 【銀行コード】 | 【支店コード】 | | | |

(手続代行者連絡先)

| | |
|------|--|
| 担当者 | |
| 所属 | |
| 電話番号 | |
| FAX | |

(添付書類)

- (1) 費用明細書
- (2) 領収書の写(費用明細がわかるもの)
- (3) 部位ごとの写真(施工中及び施工後の写真)
- (4) 印鑑証明書
- (5) 住民票

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネルギーシ
ステム導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシ
ステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第4条に基づく国庫補助
金を住宅・建築物に係る高効率エネルギーシステムを住宅・建築物に導入しようとする方
に交付するものです。

年 月 日

申請者氏名 あて

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 名 印平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進補助事業
(住宅に係るもの) 補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けをもって申請があった住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(住宅に係るもの)交付規程第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり交経産省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第4条に基づく国庫補助金を付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の対象となる工事の内容は、補助金交付申請書(兼工事完了報告書)に記載されたとおりとする。
2. 補助金交付予定額 円(対象費用の1/3)
3. 機構は、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(住宅に係るもの)交付規程第13条の規定に基づき、提出された補助金交付申請書(兼工事完了報告書)の内容の審査及び必要に応じて現地調査を実施し、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。
4. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従わなければならない。
なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。
(1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
(2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
(3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
(4) 機構の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
(5) 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。
5. その他、機構の付した条件を遵守しなければならない。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第4条に基づく国庫補助金を住宅・建築物に係る高効率エネルギーシステムを住宅・建築物に導入しようとする方に交付するものです。

年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

補助事業者 郵便番号
住所
氏名
電話番号

印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進補助事業
(住宅に係るもの) 定期報告停止承認申請書

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(住宅に係るもの)交付
規程第 16 条の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物高効率エネ
ルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第 4 条に基づ
く国庫補助金に係る補助事業の定期報告停止の承認を申請します。

記

1. 報告停止期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

2. 報告停止の理由

3. 今後の見込み

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネルギーシ
ステム導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシ
ステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第 4 条に基づく国庫補助
金を住宅・建築物に係る高効率エネルギーシステムを住宅・建築物に導入しようとする方
に交付するものです。

年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

補助事業者 郵便番号
住所
氏名
電話番号

印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進補助事業
（住宅に係るもの）処分承認申請書

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（住宅に係るもの）交付
規程第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物高効率
エネルギーシステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱第4条に
基づく国庫補助金に係る財産処分の承認を申請します。

記

1. 処分方法

| | | | | | |
|----|----|----|----|----|-----------|
| 売却 | 譲渡 | 交換 | 貸与 | 廃棄 | その他（具体的に） |
|----|----|----|----|----|-----------|

その他（具体的に）

2. 処分の時期 平成 年 月 日から（平成 年 月 日まで）

3. 処分の理由

4. 処分の条件（処分することにより収入がある場合には、その金額も記載すること。）

（備考）用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の住宅・建築物高効率エネルギーシ
ステム導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシ
ステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱第4条に基づく国庫補助金
を住宅・建築物に係る高効率エネルギーシステムを住宅・建築物に導入しようとする方に
交付するものです。